

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
令和 年 月 日	
仙台市長 ○○ □□ 殿	
申請者 〒980-△△△△ 住 所 仙台市青葉区○○×丁目×番×号 株式会社□□興業 氏 名 代表取締役 仙台 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 022-○○○-××××	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、 産業廃棄物収集運搬業 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	令和元年5月1日 第05400×××□□□号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	廃油、 <u>廃酸</u> 、 <u>廃アルカリ</u> 、 <u>廃プラスチック類</u> 、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類(以上、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。) <u>廃酸</u> 、 <u>廃アルカリ</u> 、 <u>廃プラスチック類</u> 、 <u>金属くず</u> 、 <u>ガラスくず</u> ・ <u>コンクリートくず</u> (工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) ※変更を申請する内容を加除して記入
変 更 の 内 容	廃酸、廃アルカリの追加
変 更 理 由	業務拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	1 車両：バン 1台(詳細は別紙のとおり) 2 運搬容器：ケミカルドラム缶 200ℓ 5本
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
(<input type="checkbox"/> こうぎょう) 株式会社 <input type="checkbox"/> 興業		仙台市青葉区〇〇×丁目×番×号
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
(せんだいたろう) 仙台 太郎	昭和 23 年 4 月 5 日	仙台市青葉区〇〇×丁目×番地
	代表取締役	仙台市青葉区〇〇×丁目×番×号
(せんだいはなこ) 仙台 花子	昭和 34 年 5 月 6 日	仙台市青葉区〇〇×丁目×番地
	取締役	仙台市青葉区〇〇×丁目×番×号
(せんだいいちこ) 仙台 一子	昭和 45 年 5 月 7 日	仙台市青葉区〇〇×丁目×番地
	監査役	仙台市青葉区〇〇×丁目×番×号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	500株		出資の額	20,000千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割合	住 所	
(せんだいたろう) 仙台 太郎	昭和23年4月5日	400株	仙台市青葉区〇〇×丁目×番地	
		80%	仙台市青葉区〇〇×丁目×番×号	
(せんだいはなこ) 仙台 花子	昭和34年5月6日	100株	仙台市青葉区〇〇×丁目×番地	
		20%	仙台市青葉区〇〇×丁目×番×号	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄